

福岡市文化・エンターテインメント  
のハイブリッド開催支援金  
募集要項（第2期）

福岡市緊急経済対策実行委員会

令和3年2月24日

## 目次

1	支援金の趣旨・目的	P 1
2	募集期間	P 1
3	事業概要	P 1
4	支援対象事業者	P 1
5	支援対象事業	P 2
6	公演のオンライン配信等	P 3
7	支援対象経費及び支援金支給額	P 3
8	支援事業の流れ	P 4
9	支給申請	P 4
	(1) 申請受付期間	P 4
	(2) 申請書様式の入手方法	P 4
	(3) 申請方法	P 4
	(4) 提出書類	P 4
	(5) 提出方法	P 5
	(6) 申請にあたっての注意事項	P 5
10	審査	P 5
11	決定通知	P 6
12	変更・中止の届出	P 6
13	実施報告	P 6
	(1) 提出書類	P 6
	(2) 実施報告提出期限	P 6
	(3) 報告様式の入手方法	P 6
	(4) 報告書類提出方法	P 6
14	支援金額の確定	P 7
15	支援金の請求	P 7
16	留意事項	P 7
17	問い合わせ先	P 8

## 1 支援金の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化エンターテインメント業界は活動の機会や規模が減少又は縮小するなど厳しい状況が続いています。

文化・エンターテインメントは市民生活と都市に根ざしたものであり、都市を構成する大きな要素として福岡市の魅力を形成し、都市の成長を支えています。

本事業は、福岡市文化・エンターテインメントのハイブリッド開催支援金支給要綱に基づき、文化・エンターテインメント公演等（※1）の主催者（以下「公演主催者」という。）に対して、実際の会場とオンラインでの動画配信を併用する公演（以下「ハイブリッド公演」という。）の開催にかかる経費等を支援し、活動の継続を支え、文化・エンターテインメント分野の発展に寄与することを目的とします。

### （※1）文化・エンターテインメント公演等

音楽、ダンス、ライブアート、演劇、伝統芸能、ライブパフォーマンス（大道芸など）などの公演・展示等

## 2 募集期間

令和3年2月25日（木）から5月31日（月）まで

## 3 事業概要

福岡市を拠点に活動する公演主催者（イベント事業者及びアーティスト等）が開催する、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じた有観客公演と、オンライン配信を併用した「ハイブリッド公演」にかかる経費を支援します。

支援金は、新型コロナウイルス感染症対策及びオンライン配信にかかる経費に5分の4を乗じた額（上限20万円）を支給します。

また、支援金は、公演主催者1事業者につき3公演まで申請することができます。

## 4 支援対象事業者

福岡市内で文化・エンターテインメントのハイブリッド公演を開催する主催者で下記のいずれにも該当するもの

- ①福岡市内で文化・エンターテインメント公演等の主催者又は企画制作、運営者等として収益を得た実績（原則として2019年1月から2021年3月までに2回以上）があること（※2）。アーティスト（※3）が公演主催者となる場合は、公演に出演し、出演料等の対価を得た実績（原則として2019年1月から2021年3月までに2回以上）がある場合も対象となります。
- ②中小企業・小規模事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの）または文化芸術団体（※4）であること。
- ③申請者（申請者が法人や団体の代表者の場合は、法人や団体の役員を含む）が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30条。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」）、または暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- ④福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。また、滞納している場合は、市税の徴収猶予の特例制度等の対象となっていること。
- ⑤国または地方公共団体が基金その他これに準じるものを出資している団体ではないこと。
- ⑥国、県など他の機関から、本支援金と同種の支給を受けていないこと。
- ⑦厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（略称：COCOA）のインストールに努めるとともに、公演の参加者に対して利用促進を行うこと。

(※2) 活動実績について

- ・プロのアーティスト(出演料等の対価を得ているもの)が出演した文化・エンターテインメント公演等の活動実績が必要であり、アマチュアの発表会や、アーティストのパフォーマンスや作品を見せることを主目的としないワークショップ、講演会などの事業は実績として認められません。

(※3) アーティストについて

音楽、ダンス、演劇、伝統芸能、ライブパフォーマンス等の分野で福岡市を拠点に活動を行い、出演料等の対価を得た実績のあるプロのアーティストが対象になります。

(※4) 文化芸術団体について

常時使用する常勤の従業員の数がおおむね 20 人以下の団体のうち、下記いずれかに該当する団体に限ります。

- ・特定非営利活動法人
- ・法人格を有しないが、定款もしくは定款に類する規約等を有している団体

## 5 支援対象事業

支援対象事業者が開催するハイブリッド公演で下記のすべての要件を満たす事業

- ①プロのアーティストが出演する文化・エンターテインメント公演等
- ②ホールなど市内に所在する実際の会場での上演に加え、会場の様子をその場で撮影及びオンライン配信し、ウェブ上でリアルタイムで視聴できるもの。(※5) ただし、下記のいずれにも該当する公演については、リアルタイム配信ではなく、公演終了後の収録動画のオンライン配信でも可とする。
  - ア 公演会場にインターネット環境が整っていない、配信のために動画の編集が必要など、リアルタイム配信が困難であるもの
  - イ 公演終了後、2週間以内かつ令和4年2月28日までに、当公演を収録した動画を配信するもの
- ③市内の会場での公演は有料、オンライン配信については原則有料で配信されるもの。ただし、オンライン配信については、集客上、有料配信が困難な場合などは無料配信も可とする。
- ④支給決定後から令和4年2月28日までに開催されるもの。申請から支給決定まで概ね2週間程度の期間を要します。提出書類に不足等がある場合は、2週間以上要することもありますので、それを考慮した公演開催日を設定してください。
- ⑤国が示す公演開催にかかる収容率及び人数上限の目安を遵守したもの

⑥国が示す「新しい生活様式」の実践例、感染症拡大防止に向け各団体が作成した業種別ガイドライン及び福岡市が策定した「安全安心に配慮したイベントマニュアル」等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置が講じられているものであること。

なお、上記措置の状況を確認するため、上記マニュアルの「イベント開催のためのチェックリスト」の提出を求める場合があります。

⑦第三者の著作権その他第三者の権利等を侵害するものでないこと。

⑧下記の内容を目的とする事業でないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

#### (※5) 対象外となる事業

- ・無観客での公演やオンライン配信のみの公演（ただし、緊急事態宣言の発令に伴うイベントの集客制限等やむを得ない事情により、観客を動員できない場合を除く。）
- ・公演会場の別室で動画を流すなど、会場に行かないと見ることができない公演 等

## 6 公演のオンライン配信等

①オンライン配信で利用するプラットフォームに指定はありません。

②オンライン配信後のアーカイブ配信の有無は問いません。

③支援事業で撮影した動画の著作権は制作者に帰属します。

④本事業の広報などのため、動画等を無償で使用できることが前提となり、提供を求めることがあります。また、必要に応じて画像のトリミングを行う場合があります。

⑤配信の際には、本事業（「福岡市文化・エンタメハイブリッド」）の支援対象事業であることを発信してください。（発信方法はお任せします。）

## 7 支援対象経費及び支援金の額

### (1) 支援対象経費

支援対象事業の実施にかかる経費のうち、下記のものが対象経費となります。

経費	内容
新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費	・ マスク、消毒液等の消耗品の購入 ※送料は対象外 ・ サーモグラフィー、空気清浄機、サーキュレーターのレンタル費 ・ 感染症対策コーディネート費 等 ※事業の実施に必要なもののみ対象
オンライン配信の運営にかかる経費	・ ディレクター、オペレーター、カメラマン等の人件費 ※事業実施のために雇用した方の人件費のみ対象 ・ ストリーミングサービス利用料、モバイル通信費、インターネット回線使用料 ・ 撮影機材等のレンタル費 等 ※機材等の購入経費は対象外

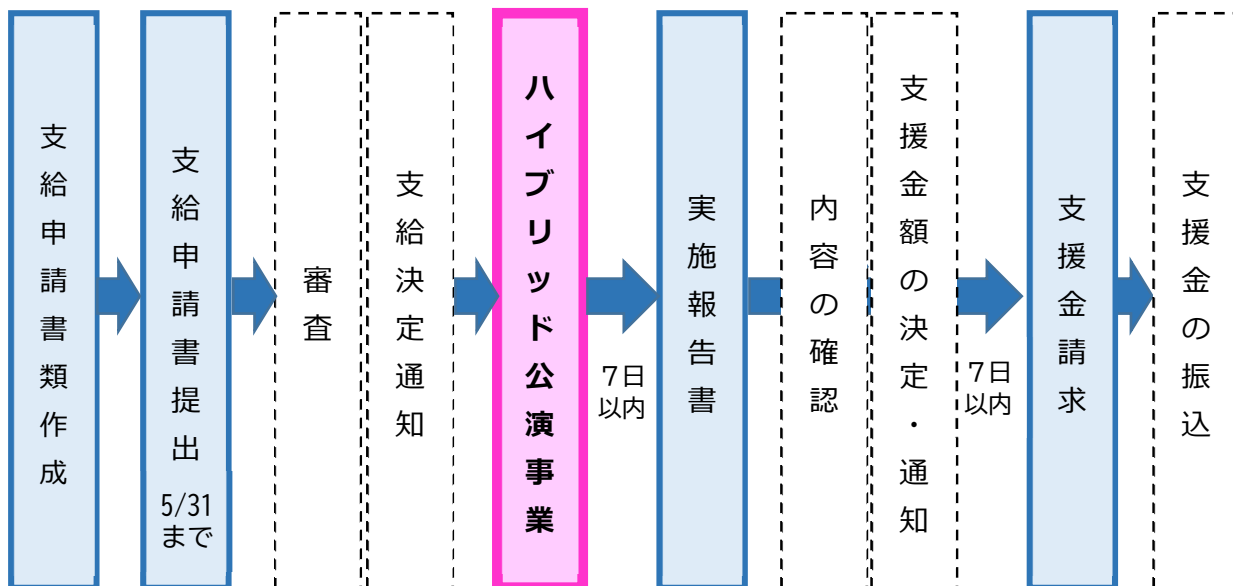
※募集開始日（令和3年2月25日）以降に発生した経費を対象とします。

## (2) 支援金の額

支援金の額は「(1) 支援対象経費」に5分の4を乗じた額で上限 20 万円（1円未満切り捨て）とします。

事業実施後に申請者の口座に全額をお支払いします。

## 8 支援事業の流れ



※   は申請者が行う項目です。

## 9 支給申請

### (1) 申請受付期間

令和3年2月25日（木）から5月31日（月）まで

※ 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

### (2) 申請書様式の入手方法

福岡市ホームページからダウンロードしてください。

#### ●福岡市ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/bunka/business/coce3.html>

※ ダウンロードができない方は、「17 問い合わせ先」にご連絡ください。

### (3) 申請方法

① 1事業者につき3公演まで申請できます。

（同じ内容の公演を複数回実施する場合は1公演とみなします。）

② 公演を主催する事業者が申請者となります。複数の事業者で1つの公演を開催する場合は、主たる事業者が申請してください。

### (4) 提出書類

次の書類を全て揃えた上でご提出ください。

- ① 支援金支給申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第1号別紙）
- ③ 事業計画書（様式第2号）

- ④ 興行等実績報告書（様式第3号）
- ⑤ 興行等実績報告書（様式第3号）補足資料（2件分）（リーフレット等）
- ⑥ 役員名簿（様式第4号）
- ⑦ 法人及び個人事業主に関する書類  
（法人の場合）
  - ・ 登記事項証明書の写し  
（個人事業主の場合）
  - ・ 個人事業主であることがわかる書類（確定申告書の写し、個人事業の開業等届出書の写し等）

※公演主催者が任意団体の場合は団体の規約等
- ⑧ 本人確認書類（申請者の運転免許証、パスポートなどの写し）

## （5）提出方法

電子メールまたは郵送にて提出ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参での受け付けはいたしません。

### ① 電子メールによる提出

提出先： bunka.entame\_sien4@fukuokaentry.biz

※ 5月31日（月）17時までに送信を完了してください。

※ メールタイトルは「ハイブリッド開催支援金の申請」としてください。

※ メール受信容量の上限は13MBになります。13MBを超える場合は、複数に分けてメールを送付ください。

※ 申請メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

### ② 郵送による提出

提出先：〒810-0001 福岡市中央区天神 3-6-26

文化エンタメ・ハイブリッド開催支援金受付センター  
（エントリースerviceプロモーション株式会社内）

※ 5月31日（月）消印有効

※ 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 受領の連絡はいたしません。必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

## （6）申請にあたっての注意事項

- ① 提出にあたっては、必ず不備や不足資料がないか確認し、支援金支給申請書（様式第1号）にチェックをお願いします。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類の控えを保存してください。

## 10 審査

申請書類を受領した後、支援金の支給が適切な事業であるか（「4 支援対象事業者」及び「5 支援対象事業」に該当するか）、事務局で審査を行います。

## 11 決定通知

事務局で申請書類の審査を行った後、支援金の支給が適切と認められた場合、支援金支給決定通知書（様式第5号）を電子メールで送付いたします。申請から支給決定まで概ね2週間程度の期間を要します。提出書類に不足等がある場合は、2週間以上要することもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、審査内容についてお問合せいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

## 12 変更・中止の届出

- ①事業計画書（様式第2号）に記載したジャンル及び事業内容については原則として変更は認められません。
- ②支給決定後にやむを得ない事情により、支援事業の内容を変更する場合は、事前に事務局まで連絡の上、事業計画変更申請書（様式第7号）を提出してください。
- ③軽微な内容については事前に事務局にご相談ください。必要に応じて変更事由と内容を確認いたします。
- ④事業の実施が困難になり、中止の判断を行った場合は、中止届（様式第9号）をすみやかに提出してください。

## 13 実施報告

### （1）提出書類

事業実施後次の書類等をご提出ください。

- ① 事業実施報告書（様式第10号）（事業実施の様子が確認できる写真を添付）
- ② 支援対象経費にかかる領収書（宛名・日付・但し書・発行者名が明記されたもの）等の写し
- ③ 事業の実施内容を確認できる資料（リーフレット、フライヤー等）
- ④ 申請者が主催したことを確認できる資料（領収書等）※上記③で確認できない場合のみ

### （2）実施報告提出期限

事業実施後7日以内（郵送による提出の場合は消印有効）

### （3）報告様式の入手方法

決定通知に添付する様式を使用してください。福岡市ホームページからもダウンロードできます。

#### ●福岡市ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/bunka/business/coce3.html>

### （4）報告書類提出方法

電子メールまたは郵送にて提出ください。

#### ① 電子メールによる提出

提出先：bunka.entame\_sien4@fukuokaentry.biz

※ 事業実施後7日以内に送信を完了してください。

※ メールのタイトルは「ハイブリッド開催支援金の報告」と記載してください。

※ メールの受信容量の上限は13MBになります。13MBを超える場合は、複数通に分けてメールを送付してください。



※ 報告メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

## ② 郵送による提出

提出先：〒810-0001 福岡市中央区天神 3-6-26

文化エンタメ・ハイブリッド開催支援金受付センター  
(エントリーサービスプロモーション株式会社内)

※ 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 受領の連絡はいたしません。必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

## 14 支援金額の確定

事業報告書等を事務局で確認の上、支援金の額を確定し、電子メールにて支援金確定通知書(様式第11号)を送付いたします。

※ 確認により本募集要項及び関連規定に反する事項が確認された場合は、支援金の支給を取り消します。

## 15 支援金の請求

支援金確定通知書(様式第11号)を受領後、通知から7日以内に、支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第12号)と振込口座の通帳の写し(銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかる箇所)を提出してください。

支援金は、申請者が法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義の口座への振り込みとなります。

## 16 留意事項

- ① 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や現地確認を行う場合があります。
- ② 審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。
- ③ 支援金の支給が決定した公演については、本事業の広報などのため、事務局が現地確認を行い、主催者、公演内容、実施状況等について、福岡市ホームページ等で公開する場合があります。申請者には、現地確認の際に必要な協力を行っていただきます。
- ④ 申請や報告書類に虚偽の内容が判明した場合は、支払い済みの支援金の一部及び全額について返還を求めることがあります。
- ⑤ 申請者が以下に該当する場合は、支援金の支給決定の全部または一部を取り消すとともに、支援金の返還を求める場合があります。
  - ア 令和4年2月28日までに事業を実施する見込みがなくなったとき。
  - イ 国、県など他の機関から同種の支給を受けていたことがわかったとき。
  - ウ 申請者が支援対象者に該当しないことがわかったとき。
  - エ 申請者が同支援金において3回を超えて、支援金の支給を受けていたことがわかったとき。
  - オ 支援事業が「5 支援対象事業」⑧ア～ウに該当するとわかったとき。
  - カ 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき。

- キ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- ク その他、支援金の支給が不相当と事務局が判断したとき。
- ⑥ 申請者から事務局へ送金を行う際の振込手数料は、申請者が負担してください。
- ⑦ 返還金が発生した際に、事務局が定める期日までに納入を行わない場合は、延滞金を徴収する場合があります。
- ⑧ 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。
- ⑨ 本支援金にかかる所得税や法人税等については、適正に申告してください。

## 17 問い合わせ先

〒810-0001 福岡市中央区天神 3-6-26

文化エンタメ・ハイブリッド開催支援金受付センター  
(エントリーサービスプロモーション株式会社内)

電話 : 092-712-0840

電子メール : bunka.entame\_sien4@fukuokaentry.biz

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面でのお問い合わせは受け付けません。電話またはメールでお問い合わせください。

※ 電話による問合せは平日 10 時~17 時となります。